

令和4年度 「有田みかんのある絵」募集要領

1. 目的

私たちの住む有田地域の主要産業である有田のみかん産業が令和3年2月に「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」として日本農業遺産に認定されました。これを契機に、有田郡市内の小学生から「有田みかんのある絵」募集し、地域産業への理解の促進とみかん栽培への誇りと愛着を醸成するとともに地域住民への周知を図ることが目的です。

2. 主催

有田みかん地域農業遺産推進協議会

3. 応募資格

有田郡市内に在住または通学する小学生

4. 応募期限および応募先

(1) 応募期限 令和5年1月13日(金)

(2) 応募先及び問い合わせ先

有田振興局農業水産振興課

(〒643-0004 湯浅町湯浅 2355-1、tel:64-1273)

または ありだ農業協同組合本所営農販売部 (応募のみ対応)

(〒643-0032 有田川町天満 47-1、tel:53-2323)

(3) 応募は、個人または学校単位で次により期限までに応募先に提出してください。

応募区分：提出物は1, 2年生の部、3, 4年生の部、5, 6年生の部に区分します。

学校単位で応募の場合は、応募者名と当該学校の参加生徒総数を記載した書面を提出してください。

5. 作成要領

(1) 作成時期

原画の作成時期は募集目的に沿うため、2学期から冬休み期間中に作成する。

※令和4年度に描かれたものに限る。

(2) 内容

原画中に有田みかんが描かれているものが対象です。

原画中の有田みかんの意味を応募票に簡単に記入下さい。

[例] ①私の家のみかん山

②有田みかんと家族の交流

③お父さんのみかん畑での収穫作業

④有田みかんと私

など何でも

(3)用紙

たて 36~40 cm、よこ 51~55 cm以内 (4つ切り 382mm×542mm)

※規格外の原画については、審査の対象とならないので注意。

(4)色彩

自由 (クレヨン、パステル、コラージュ、水彩、貼り絵等いずれでも可。)

ただし、パソコンでの作品は不可です。

(5)応募作品はオリジナルのものに限ります。

(6) 応募作品の裏面に下の応募票を貼り付けて下さい

6. 審査及び審査結果発表並びに表彰

(1)審査

審査は、有田みかん地域農業推進協議会関係者において行います。

(2)審査の結果発表

入賞作品については、2月中に学校へ連絡します。

(3)表彰

ア 入賞 入賞者には、賞状及び記念品を贈呈します。

イ 賞の種類

①有田みかん地域農業遺産推進協議会 会長賞 (最優秀賞) 各部 1点

②特別賞 (優秀賞) 各部 副会長賞、組合長賞、局長賞 3点

ウ 参加賞を用意します。

7. その他

(1)応募作品は、入賞作品以外は原則返却します。

(2)応募作品は、令和4年度中に展示を行う予定です (場所未定)。

(3)入賞作品は当協議会啓発活動等に利用することがあります。

令和4年度 「有田みかんのある絵」コンクール応募票

(フリガナ)		学年	学年
応募者氏名		住所	
学 校 名			
絵の中の有田みかんについて			